



敦賀市告示第48号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

この字の区域の変更は、平成27年7月30日からその効力を生ずるものとする。

平成27年 7 月30日

敦賀市長 淵 上 隆 信

次の区域の地先の公有水面埋立地1, 383.92平方メートルを浦底4号下座古に編入する。

大字	字	地番
浦底	4号下座古	3番1 6番2 10番
	これらの区域に介在する公共空地である国有地	
	6号浜宅地	19番 20番 29番 35番 40番 41番
	これらの区域に隣接する水路である法定外公共物	
	71号中野古山	1番 2番 3番 4番